

●香川県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年9月28日から同年10月19日まで一般の総覧に供する。

平成22年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 室本流岡線（236号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
観音寺市室本町字東丸山769番1 地先から 観音寺市室本町字東丸山762番地 先まで	前	18.0~30.0	54	道路維持修繕工 事に伴う現道拡 幅
	後	20.0~44.0	54	

- 4 供用開始の期日 平成22年9月28日